



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

82	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)..... 1
83	指定自立支援医療機関の指定	(")..... 1
84	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課)..... 1
85	農用地利用配分計画の認可	(")..... 2
86	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)..... 2
87	道路の区域変更	(道路保全課)..... 2
88	道路の供用開始	(")..... 3
89	道路の区域変更	(")..... 3
90	道路の供用開始	(")..... 3
91	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)..... 4

告 示

和歌山県告示第82号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
30515000100	児童発達支援事業所いちご教室	有田市宮原町東17-1	児童発達支援	特定非営利活動法人さくらんぼ	有田市星尾450番地の2	平成28.2.1

和歌山県告示第83号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成28年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
三ツ星薬局御坊店	御坊市菌512番6	—	中田隼嗣	平成28.2.1

和歌山県告示第84号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年1月21日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨

を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年2月15日まで縦覧に供する。

平成28年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第62号	日高郡日高町小浦字矢田ヶ谷377-1外4筆

和歌山県告示第85号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年1月22日に認可した。

平成28年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第60号	日高郡日高川町和佐字鎌田1004-2外1筆
平成27年度第61号	御坊市湯川町富安字南法示庵150-2外5筆

和歌山県告示第86号

平成27年農林水産省告示第2470号（以下「告示第2470号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀の川市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

藤原楠吉
半田常助
大村茂吉
半田辰之助
大村芳太郎
木村安松
木村房太郎
半田楠太郎

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第2470号のとおり

和歌山県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字川又字向道1053番5地先から同町大字川又字向道1068番2地先まで	旧	4.55 } 15.70	307.00	
同上	新	7.75 } 29.82	301.00	

和歌山県告示第88号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字川又字向道1053番5地先から同町大字川又字向道1068番2地先まで

供用開始の期日 平成28年2月2日

和歌山県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市黒江字桑田314番18地先から同市黒江字北ノ町374番3地先まで	旧	5.24 } 6.10	148.76	
海南市黒江字桑田314番12地先から同市黒江字北ノ町374番2地先まで	新	8.12 } 12.79	148.76	

和歌山県告示第90号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市黒江字桑田314番12地先から同市黒江字北ノ町374番2地先まで

供用開始の期日 平成28年2月2日

和歌山県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

上芳養79（Ⅱ-60277）、上芳養80（Ⅱ-60278）、上芳養81（Ⅱ-60279）、上芳養82（Ⅱ-60280）、上芳養83（Ⅱ-60281）、上芳養84（Ⅱ-60282）、上芳養85（Ⅱ-60283）、上芳養86（Ⅱ-60284）、上芳養87（Ⅱ-60285）、上芳養88（Ⅱ-60286）、上芳養89（Ⅰ-60287）、上芳養90（Ⅰ-60288）、上芳養91（Ⅱ-60289）、上芳養92（Ⅱ-60290）、上芳養93（Ⅱ-60291）、上芳養94（Ⅱ-60292）、上芳養95（Ⅱ-60293）、上芳養96（Ⅱ-60294）、上芳養97（Ⅱ-60295）、上芳養98（Ⅱ-60296）、上芳養99（Ⅱ-60297）、上芳養100（Ⅱ-60298）、上芳養111（Ⅰ-60299）、上芳養112（Ⅱ-60300）、上芳養113（Ⅱ-60301）、上芳養114（Ⅱ-60302）、上芳養115（Ⅱ-60303）、上芳養116（Ⅰ-60304）、上芳養117（Ⅱ-60305）、上芳養118（Ⅱ-60306）、上芳養119（Ⅱ-60307）、上芳養120（Ⅱ-60308）、上芳養121（Ⅱ-60309）、上芳養122（Ⅱ-60310）、上芳養123（Ⅱ-60311）、上芳養124（Ⅱ-60312）、上芳養125（Ⅱ-60313）、上芳養126（Ⅱ-60314）、上芳養127（Ⅱ-60315）、上芳養128（Ⅱ-60316）、上芳養129（Ⅱ-60317）、上芳養130（Ⅱ-60318）、上芳養131（Ⅱ-60319）、上芳養132（Ⅱ-60320）、上芳養133（Ⅱ-60321）、上芳養134（Ⅱ-60322）、上芳養135（Ⅱ-60323）、上芳養136（Ⅱ-60324）、上芳養137（Ⅱ-60325）、上芳養138（Ⅱ-60326）、上芳養139（Ⅱ-60327）、上芳養140（Ⅱ-60328）、上芳養141（Ⅱ-60329）、上芳養142（Ⅱ-60330）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）